

身体拘束等の適正化のための指針

こころの訪問看護かすや

1. 基本指針

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束等をしない看護サービスの提供を目指す。やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的に本指針を定める。

2. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たし、緊急やむをえない場合と認められた場合に行う。

1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を禁止とする。

【身体拘束・行動制限禁止の対象となる身体的行為 11 項目】

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8. 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

2) やむを得ず身体拘束を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

(1) 切迫性

利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性

身体拘束のその他の行動制限を行う以外に代替するケアの方法がないこと。

(3) 一時性

身体拘束その他の行為制限が一時的なものであること。

留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人又はチームで行うのではなく、事業所全体で判断する。
- ・身体拘束等の内容、目的、時間、期間などを利用者や家族に対して十分に説明し、理解をもとめることが必要である。
- ・緊急やむを得ない身体拘束等を行った場合には、その状況や対応に関する記録の作成が義務付けられている。
- ・身体拘束等の要件に該当しなくなった場合は、速やかに解除する。

身体拘束に該当しない事例

- ・医師の意見書又は診断書により制作し、関節等の変形・拘縮の進行防止のための座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用。
- ・肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為。
- ・本人からの希望があり、その理由が一般通念上妥当であると判断制限（例：Y字拘束帯や紐等で身体をベッドや車いすに固定することを本人が希望し、このことにより本人の安全が保たれる場合）
- ・行動障害等に起因する夜間等徘徊を防止するために行う、利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止を目的とする身体拘束について、頻回に状態・様態の確認が行われている場合。

3) 身体拘束がもたらす弊害

(1) 身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力の低下等、身体機能の低下や褥瘡発生などの外的弊害
- ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

(2) 精神的弊害

- ・生きる意欲の低下

- ・不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・家族に与える精神的苦痛（罪悪感や後悔）

(3) 社会的弊害

- ・看護職員等自身の士気の低下
- ・心身機能低下による QOL の低下、さらには医療的処置が生じる事による経済的影響

4) 身体拘束に関し、次の方針を定め、すべての職員に周知徹底する。

1. 身体拘束は廃止すべきものである。
2. 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
3. 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
4. 身体拘束を許容する考え方はしない。
5. 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
6. 利用者の人権を最優先にする。
7. 身体拘束廃止にむけてありとあらゆる手段を講じる。
8. やむを得ない場合、利用者、家族に丁寧の説明を行い、身体拘束を行う。
9. 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

3. 身体拘束適正委員会（以下、「委員会」とし「虐待防止委員会」と兼務する）の設置

1) 委員会は年2回以上定期的に開催し、次のことを検討協議する。

1. 虐待の未然防止の為に、事務所の運営規定及び虐待防止委員会規定の虐待に関する規定、身体拘束等のマニュアルを確認し必要に応じて見直す。
2. 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束が身体拘束等のマニュアルに沿って適切な手続き、方法で行われているかを確認する。
3. 年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する。

2) 委員会は、統括責任者、管理者、事業所職員で構成する。なお、必要に応じて、事業者職員、協力医療機関の医師、精神科専門医等や知見を有する第三者の助言を得る。

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する事項

- 1) 身体拘束等の適正化の研修を定期的に年1回以上実施する。
- 2) 新規採用者には、入職時に必ず身体拘束等適正化を含む虐待防止のための研修を実施する。
- 3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録

等により保存する。

5. やむを得ず身体拘束を行う時の手順

本人または他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束をおこなわなければならない場合、以下の手順を踏まえて行うこととする。

1) 利用前

1. 事前の情報でやむを得ず身体拘束を必要とする場合は、委員会にて協議する。
2. 身体拘束等の内容、時間等について、看護計画等に記載し、利用者及び家族に対して事業所管理者が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式1）を以て同意を得る。

2) 利用中

利用中の経過からやむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、委員会において、その理由、方法、時間帯や時間、特記すべき心身の状況、開始及び解除の予定等について協議して議事録に残す。また身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）は、その状況について確認、検討し議事録に残す。

3) 緊急時

1. 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、事業所職員全体で協議しその理由を看護記録等に記録する。その後の対応については委員会において協議する。
2. 家族への説明は翌日までに事業所管理者が行い同意を得る。

4) 身体拘束等の継続と解除

1. 身体拘束等中は日々の経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察、検討記録」（様式2）を用いて、身体拘束発生時に状態及び時間、その際の利用者の心身の常用並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
2. 委員会に置いて協議し、継続か解除かの検討を行う。
3. 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い「身体拘束経過記録」（様式3）に記録する。
4. 身体拘束等継続の場合は事前又は即日、事業所管理者より家族等に身体拘束解除について説明し同意を得る。

5) 行政等への相談、報告

1. 身体拘束を行う場合や発生した場合、高齢者虐待相談窓口（市区町村窓口、地域包括支援センター）等の行政に相談、報告するとともに、その要因の除去に努める。
2. 緊急性の高い事案が発生した場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待

者の権利と生命の保全を優先する。

6) 身体拘束に関する事項の記録

1. 身体拘束を行った場合には、その状態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。
2. 緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、利用者及び家族等に報告し記録する。
3. 記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに記録し、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。
4. 各記録「身体拘束・行動制限に関する説明書」「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」「身体拘束経過記録」は、利用者のサービスが終了した日から5年間保管する。

6. 本指針の閲覧に関する事項

本指針はホームページにて公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応じる。

附則

本指針は、2024年11月15日より施行する